

# 入札（見積合せ）結果調書

件名	在宅中心静脈栄養法用注入ポンプ機器賃貸借			
契約方法及び根拠条項	随意契約（単価契約） ・地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 ・市立旭川病院随意契約ガイドライン2-(1)-イ			
契約の相手方	旭川市秋月2条2丁目5番22号 株式会社ほくやく 旭川支店 支店長 曳田 勝			
契約金額 (契約単価)	在宅中心静脈栄養法用注入ポンプ機器	12,320.00円（うち、消費税及び地方消費税 1,120.00円）		
	/			
	/			
	/			
	/			
	/			
	/			
	/			
	/			
契約期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで			
契約担当課	市立旭川病院事務局 医事課			
入札（見積）日時	令和4年3月31日（木） 午後1時			
<b>入札（見積合せ）結果</b>				
	業者名	第1回 (単価)	第2回 (単価)	入札等の 執行状況
1	株式会社ほくやく 旭川支店 (単価契約)	在宅中心静脈栄養法用注入ポンプ機器 11,200.00円	/	決定
/				
/				
/				
/				
/				
/				
/				
/				
一者特命の随意契約とした理由	旭川市物品購入等入札参加資格登録者（市内に営業拠点を有する者。）において「管理医療機器賃貸借（取扱品目番号4027）」に登録のある者に対し機器の取扱状況等について調査した結果、当該機器の取扱が有りがつ年2回の保守業務を行える業者が1者のみであるため。 （市立旭川病院随意契約ガイドライン2-(1)-イ）			